

○京都府立大学障がい学生支援委員会規程

(平成 30 年京都府立大学規程第 2 号)

(設置)

第 1 条 京都府立大学に、障がいのある学生に対する不当な差別的取り扱いを防止し、学習支援等を充実するため、京都府立大学障がい学生支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この規程において、障がいある学生とは、京都府立大学に在籍し、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を協議し、必要な処理を行うものとする。

- (1) 障がい学生への支援の方針に関する事項
- (2) 障がい学生への不当な差別的取扱いの防止に向けた研修、啓発に関する事項
- (3) 障がい学生からの相談、配慮調整の申し出等があった場合の対応に関する事項

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長のうち学長が指名する者
- (2) 教務部長及び学生部長
- (3) 文学部、公共政策学部、農学食科学部、生命理工情報学部及び環境科学部から選出された教員 各 1 名
- (4) 総務課長、企画・地域連携課長及び学務課長
- (5) 専門的知見を有する者、その他委員会が必要と認める者

2 前項第 3 号の委員は、所属学部の長の内申に基づき、学長が任命する。

3 第 1 項第 5 号の委員は、委員会の推薦に基づき、学長が委嘱する。

(任期)

第 5 条 前条第 1 項第 3 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長には、第 4 条第 1 項第 1 号の委員を充て、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、会務を掌理する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の会議への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、特定の事項について専門的に調査を行うため専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織・運営に関する事項は、委員会が別に定める。

(相談・支援機関)

第9条 障がい学生からの相談や支援の申し出に対応する機関として、委員会に学習支援室を設置する。

2 学習支援室には、支援員を置く。

3 支援員は、障がい学生からの相談や支援の申し出に応じ、必要に応じて、学部・研究科その他関係所属との連絡を行い、支援が円滑に行われるよう調整を行う。

4 支援員は、障がい学生からの相談に十分に答えられないと判断した場合その他障がい学生への支援等に係る問題が生じた場合は、第4条第1項第5号の委員の意見を聴取するとともに、委員長に対応についての判断を求めるものとする。

5 委員会は、学部・研究科その他関係所属に対し、障がい学生への配慮措置について、助言、要請、勧告を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年2月14日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行後、最初に選出される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。